

## 教育・保育の提供区域の設定について

### 1 教育・保育提供区域とは

- 市町村子ども・子育て支援事業計画では、「市町村が定める区域」ごとに、「教育・保育」、「地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することとされている。  
(子ども・子育て支援法第61条第2項)

※1 ⇒ 補足説明 P3 参照

- 新制度では、計画で定める区域設定により、「教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）」、「地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）」及び「地域子ども・子育て支援事業（13種類の事業※2）」を認可する際の需給調整を判断することとされている。

※2 ⇒ 補足説明 P4 参照

- 市町村が定めた各区域の中に、供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則認可しなければならないこととされている。

※3 ⇒ 補足説明 P5 参照

### 2 区域の設定における留意事項

- 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。

【第5回子ども・子育て会議資料1-1・基本指針(案)P16 抜粋】

※4 ⇒ 補足説明 P5 参照

- その際、教育・保育提供区域は、…(略)…地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

【第5回子ども・子育て会議資料1-1・基本指針(案)P16-17 抜粋】

- 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

- 区域の設定にあたっては、保育ニーズが住所地ばかりでなく、通勤経路等に沿って発生すること等も考慮する必要がある。

### 3 国が例示する区域設定

- 国の基本指針（案）によると、「小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて」定めることとされている。

【参考】東村山市の既存区域の状況

種類	区数	区域の詳細
小学校区	15	東村山市立小学校通学区域参照※5
中学校区	7	東村山市立中学校通学区域参照※5
行政区	13	本町、久米川町、秋津町、青葉町、恩多町、萩山町、栄町、富士見町、美住町、廻田町、多摩湖町、諏訪町、野口町
エリア	5	中央エリア（本町、久米川町、恩多町） 東部エリア（秋津町・青葉町） 西部エリア（富士見町、美住町） 南部エリア（萩山町、栄町） 北部エリア（廻田町、多摩湖町、諏訪町、野口町）

【備考】エリア：東村山市第4次地域福祉計画・東村山市次世代育成支援後期行動計画におけるエリア分類

※5 ⇒ 補足説明 P6 参照

### 4 東村山市の区域設定の考え方

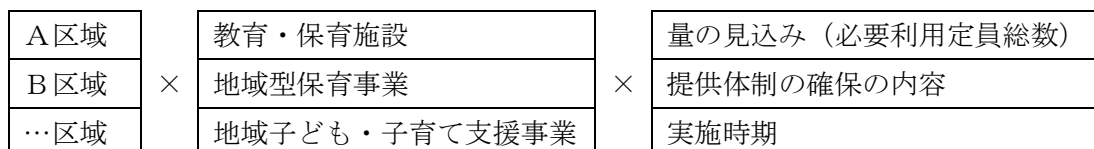
- 区域を設定するにあたっては、区域ごとに定める「量の見込み」等において、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案する際に、算定根拠を地方版子ども・子育て会議の意見を聴いて調査・審議する必要があることに鑑み、今後、東村山市子ども・子育て会議において具体的に議論する必要がある。
- 東村山市（事務局）の区域設定の考え方については、第3回会議以後においてお示しする予定。

※1 子ども・子育て支援法第61条（第2項抜粋）

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【記載する項目のイメージ】



【記載する内容のイメージ】

量の見込み・確保内容・実施時期 イメージ		1年目			2年目			…	5年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性あり		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性あり
A区域	① 量の見込み (保育利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	…	300人	200人	200人
	② 確保の内容 教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	300人	200人	80人	300人	200人	150人		300人	200人	180人
	地域型保育事業	—	—	20人	—	—	30人		—	—	30人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人		0	0	10
B区域	① 量の見込み (保育利用定員総数)	200人	220人	180人	200人	220人	180人	…	200人	220人	180人
	② 確保の内容 教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	200人	220人	100人	200人	220人	130人		200人	220人	130人
	地域型保育事業	—	—	50人	—	—	50人		—	—	50人
②-①		0	0	▲30人	0	0	0		0	0	0

地域子育て支援拠点事業		1年目	2年目	…	5年目
A区域	①量の見込	2000人(10か所)	2000人(10か所)	…	2000人(10か所)
	②確保の内容	2000人(10か所)	2000人(10か所)	…	2000人(10か所)
	②-①	0	0		0

## ※ 2 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

子ども・子育て支援法第59条各号（第1号～第13号）記載の事業

⇒利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

＜根拠：子ども・子育て支援法第59条＞

**第五十九条** 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業
- 二 支給認定保護者であつて、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
- 三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業
- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

### ※3 区域内において供給不足が生じた場合

#### (1) 保育に関する認可制度の改善等について

新制度では、保育所等の施設設置について認可申請が出された場合、「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする」とされており、その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保することとされている。

【第1回子ども・子育て会議資料4：子ども・子育て関連3法についてP13参照】

#### (2) 区域の設定と新規事業者の参入について

ある教育・保育の提供区域において供給が不足している場合には、他の区域において供給体制の拡大を図った場合であっても、(1)のとおり基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するものとされている。

保育所の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能とされていることを踏まえ、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などが生じないように、区域の設定は慎重に検討する必要がある。

### ※4 区域設定におけるその他の留意事項

<子ども・子育て支援法第61条（第4項・第5項抜粋）>

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

## ※5 小学校区域及び中学校区域

東村山市立学校通学区域に関する規則（昭和45年3月31日教育委員会規則第1号）別表第1（小学校区域）及び別表第2（中学校区域）において定める通学区域のとおり。

## ※6 東村山市内概要図



# ○東村山市立学校通学区域に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）

別表第1 東村山市立小学校通学区域

学校名	通学区域
化成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本町2丁目1～12、32～33</li> <li>○ 諏訪町1丁目、2丁目、3丁目1～13</li> <li>○ 野口町1丁目、2丁目1～3、9～20、4丁目1、9～44</li> <li>○ 久米川町5丁目17の9～11、18～20、34の14～15</li> </ul>
回田	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩湖町1丁目1～21、31～37、2丁目、3丁目、4丁目11の51～57</li> <li>○ 廻田町全域(1～4丁目)</li> </ul>
大岱	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本町4丁目</li> <li>○ 恩多町3丁目1～19、4丁目、5丁目3～6、7の4、11～19</li> <li>○ 栄町1丁目28～36</li> </ul>
秋津	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 久米川町1丁目50～59、5丁目21～24、26～33、34の1～13、34の16～18、35～37</li> <li>○ 秋津町2丁目1～7、15～21、3丁目、4丁目1～19、23～32</li> </ul>
八坂	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本町1丁目4～15</li> <li>○ 萩山町3丁目19～22、31</li> <li>○ 栄町2丁目1～2、9～21、29～37、3丁目1～18、24の25、24の42～66、26～37</li> <li>○ 美住町1丁目1～4、6～9、2丁目1～19、21～24</li> </ul>
萩山	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 萩山町1丁目、2丁目、3丁目1～18、23～30、4丁目</li> </ul>
南台	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 富士見町1丁目2の1、2の19、2の22、2の34～2の63、2の87、2の93～130、3の9～3の10、5～16、2丁目全域</li> </ul>
久米川	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 久米川町3丁目1～29、4丁目</li> <li>○ 本町1丁目1～3、16～24、2丁目13～24、3丁目</li> </ul>
東萩山	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 恩多町2丁目1～4、21～31、37～44、3丁目43～45</li> <li>○ 萩山町5丁目</li> <li>○ 栄町1丁目1～27、37～39、2丁目3～8、22～28、38～41</li> </ul>
青葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青葉町1丁目(1～7を除く。)、2丁目、3丁目、4丁目</li> <li>○ 恩多町5丁目20～21</li> </ul>
北山	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諏訪町3丁目14～19</li> <li>○ 野口町2丁目4～8、21～33、3丁目、4丁目2～8、45～55</li> <li>○ 多摩湖町1丁目22～30、4丁目(11の51～57を除く。)</li> </ul>
秋津東	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秋津町1丁目、2丁目8～14、22～43、4丁目20～22、33～42、5丁目</li> </ul>
野火止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青葉町1丁目1～7</li> <li>○ 恩多町1丁目、2丁目5～20、32～36、3丁目20～42、5丁目1～2、7～10(7の4を除く。)、22～55</li> </ul>
久米川東	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 久米川町1丁目1～49、2丁目、3丁目30～41、5丁目1～16、17の1～17の8、17の12～17の33、25</li> </ul>
富士見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栄町3丁目19～25(24の25、24の42～66を除く。)</li> <li>○ 美住町1丁目5、10～25、2丁目20、25～29</li> <li>○ 富士見町1丁目1、2の3～2の16、2の18、2の20～2の21、2の23～2の33、2の64～2の69、3の1～3の3、3の5、3の7、3の11、4、3丁目全域、4丁目全域、5丁目全域</li> </ul>

別表第2 東村山市立中学校通学区域

学校名	通学区域
第一中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 萩山町3丁目19～22、31</li> <li>○ 栄町2丁目9、19～21、29～31、33～37、3丁目6～33</li> <li>○ 富士見町1丁目、2丁目、3丁目(1、20、28～29を除く。)、5丁目</li> </ul>
第二中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諏訪町1、2丁目</li> <li>○ 秋津町3丁目</li> <li>○ 久米川町全域(1～5丁目)</li> <li>○ 本町2丁目</li> </ul>
第三中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 恩多町2丁目、3丁目29～45</li> <li>○ 萩山町1丁目、2丁目、3丁目1～18、23～30、4丁目、5丁目</li> <li>○ 栄町1丁目(28～36を除く。)、2丁目3～8、22～28、38～41</li> </ul>
第四中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諏訪町3丁目</li> <li>○ 野口町全域(1～4丁目)</li> <li>○ 多摩湖町全域(1～4丁目)</li> <li>○ 廻田町全域(1～4丁目)</li> </ul>
第五中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本町4丁目</li> <li>○ 恩多町1丁目、3丁目1～28、4丁目、5丁目</li> <li>○ 青葉町1丁目、2丁目</li> <li>○ 栄町1丁目28～36</li> </ul>
第六中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秋津町1、2、4、5丁目</li> <li>○ 青葉町3、4丁目</li> </ul>
第七中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美住町全域(1～2丁目)</li> <li>○ 本町1丁目、3丁目</li> <li>○ 栄町2丁目1～2、10～18、32、3丁目1～5、34～37</li> <li>○ 富士見町3丁目1、20、28～29、4丁目</li> </ul>